

解説

IFRS最前線

IFRS財団の次期戦略とガバナンス改革

1 はじめに

2010年11月5日、国際会計基準審議会（IASB）の監視機関であるIFRS財団（IFRS Foundation）の評議員会は、次の10年間の戦略について一般に意見募集するために、第一段階のコンサルテーション・ペーパー（以下「次期戦略CP」という。）を公表した¹。評議員会は、2010年の年初に完了した定款見直し²の結果として、今回のレビューを実施している（コメント期限は、2011年2月24日）。

また、IFRS財団の評議員会のメンバーの推薦及び承認を行う機関としてのモニタリング・ボードは、2010年7月に、IFRS財団のガバナンス見直しのための作業グループを設立した。作業グループは、IFRS財団の全体的なガバナンス構造の見直し案を検討している。

これらのIFRS財団の次期戦略レビューとガバナンス改革の検討は、IFRSの採用を検討している国々が、意思決定を行うに当たっての判断材料を提供することともなると考えられる。

米国証券取引委員会（SEC）は、2010年10月に、国際財務報告基準（IFRS）を米国の財務報告システムに組み込むかどうかを決定するための作業計画の最初の進捗報告書³を公表した。当該報告書では、主としてSECの評価方法が説明されているが、米国内の財務報告システムに対するIFRSの十分な開発及び適用やIFRS財団の資金調達方法についての予備的所見も示されている。

そこで、本稿では、今回公表されたIFRS財団の次期戦略レビューの公表に至る背景と具体的な意見募集項目、そして、モニタリング・ボードによるIFRS財団のガバナンス改革の概要について紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添える。

2 財団設立からの10年の成功と緊張

(1) IFRS財団の発足

財団は、プライベートセクターとして民間資金により設立され、当該設立は公的機関の支持を受けたものの、公的機関との公式なつながりを持たなかった。定款では、新しいIASBは、投資家保護を目的とした

基準の策定に重点を置くとしていた。独立した、専門的な組織であるIASBは、国家的な、あるいは局地的な利害関係に留意することなく、基準に信用を与えた。

(2) IFRSの成功と次期戦略の目標

設立から10年間で、財団は、IFRSを100か国を超える国々に受け入れられる1組の財務報告の基準として確立することに成功した。次の10年が始まる今、1組の、高品質で国際的な会計基準を確立するという財団の目標達成は目前に迫っている。この目標が達成されたかどうかを決定するには、これからの18か月間は非常に重要な期間となる。

財団設立から10年間に、IFRSが100か国以上で受け入れられてきた成功要因として、以下の3つが挙げられている。それは、①高品質な1組の国際的な会計基準を策定したIASBの能力、②欧州連合（EU）による基準設定主体としてのIASBの選択、そして、EUの決定によるアジア、アフリカ、南北アメリカのIFRS受け入れの促進、そして、③米国がコンバージェンス作業に関与し、米国外の企業にIFRSの受け入れを容認するとともに、米国企業に対して

もIFRSの採用を検討する方向性を示したことである。

(3) 10年間の緊張

2002年に、EUは、共通の欧州資本市場を創設する一環として、上場会社に対してIFRSを適用することを決定した。当該決定は、世界中のIFRS採用のきっかけとなり、IFRSがアジア、アフリカ及び南北アメリカに浸透していく。IFRSは、国際的な資金調達に際して適用される基準として、米国基準に代わり得る選択肢となった。2005年1月から、EU市場に上場しているすべての域内企業の財務諸表には、IFRSの適用が強制された。

さらに、エンロン社の崩壊に続く2001年と2002年の金融不祥事により、米国に国際基準が導入される扉が開かれることになる。2002年には、IASBはFASB（財務会計基準審議会）との間で、IFRSと米国の会計基準との将来的な統合に向けて、既存の会計基準の差異の解消と今後の会計基準の開発についての共同プロジェクトを進めることを約束した「ノーウォーク合意」を締結している。

2005年4月には、SECから欧州委員会（EC）に対して、米国市場において2009年までにIFRSを調整開示なしで認めるための工程をまとめたロードマップが提示された。IASBは、会計基準の整備を急ぐ中国やインドなどにも積極的に働きかけ、IFRSへの世界的なコンバージェンスを急速に進めていくことになる。

2008年11月には、SECは、IFRSの適用の可否を2011年に正式決定し、適用する場合は2014年から段階的に進めるとしたロードマップを公表した。さらに、2010年2月の声明では、IFRSの適用可否を2011年に決定す

る日程に変更はないが、適用時期を2015年以降にするとしている。この声明では、SECスタッフによるIFRS適用に係る作業計画を実行することも公表している。SECの決定は、中国や日本、インドといった他の主要な経済大国における検討に影響を与えると考えられる。

(4) 残された課題

上述のようなIFRSの成功の一方で、IASBにはまだ数々の克服すべき課題が残されているとしており、以下の4つの課題が挙げられている。

① コンバージェンスとアドプション

IFRSの採用を促進する中で、IASBはコンバージェンスに相当なエネルギーを投入した。しかし、コンバージェンスだけでは単一の国際的な会計基準は生成されない。単一の国際的な会計基準の実現のためには、相当数の主要国がIFRSを採用するための意思決定を行う必要がある。

② 基準書の品質と実務への適用

この領域については、2つの課題がある。まず第1に、IASBは、全世界的なIFRSの受け入れを確実にするために、自らが策定した基準書の高品質と目的適合性を維持していかなければならない。これには、金融危機の教訓を反映させる必要もある。第2に、基準が全世界的に適用されたとしても、実務では多様な適用が行われる（ダイバージェンスする）可能性があるというリスクがある。

③ ガバナンスと説明責任

IFRSの採用が拡大するにつれて、世界中の規制当局が、組織の説明責任及びガバナンスに注目している。IASBの独立性がその強さの主要な源泉である一方で、モニタリング・ボードが自身のガバナンスに関する取決めの見直しに関与しているとい

う事実は、これらの取決めをさらに進展させる必要があるかもしれないという理解を反映している。

3 次の10年間：課題とシナリオ

次期戦略CPでは、今後の数年間は、財団が単一の国際的な基準という究極の目的を達成するかどうかを決定付けるものであるとしている。財団の直面している課題は、残る主要な経済圏をIFRSの世界に呼び込むために、国際的なIFRSの採用に向かったの推進力を維持することである。

この課題のために、財団は、上述の3つの主要な課題を適切に解決する方法を検討していかなければならない。解決方法を実行に移すためには複数のシナリオがあることから、まずは、課題を特定する必要がある。評議員会は、財団の次期戦略について、以下の「ミッション」、「ガバナンス」、「プロセス」及び「資金調達」の4つの領域を、戦略レビューの対象として挙げ、広く一般からのコメントを募集している。

(1) ミッション

組織としてコミットしている公共の利益をいかにうまく定義すべきか。

① 高い品質、透明性、比較可能な情報の提供

現行の定款⁴では、「これらの基準(IFRSs)は、世界中の資本市場の投資家や市場参加者、そして、他の財務情報の利用者が経済的な意思決定を行う手助けとなるよう、財務諸表や他の財務報告における高い品質や透明性、比較可能な情報を求めるべきである」と明示している。公共の利益をどのようにとらえるかという

問題であるが、高い品質や透明性、比較可能な情報の提供という目的を改訂すべきかどうかについて質問している。

② 金融の安定性との関係

金融危機によって、特に、金融の安定性に関する要件など、財務報告基準と他の政策関心事の相互作用に関して、政策担当者や他の利害関係者の間で疑問が生じているが、この2つの見解はどの程度調整され得るのか、また、すべきなのかと質問している。

先般の経済危機に関して、特に、ECOFIN（金融・財政閣僚理事会）が、IFRSと米国基準の違いから、米国と欧州の金融機関は同じ競争条件の土俵に立っていないのではないかと声明を公表したことを発端に、評議員会が両基準の平仄を合わせるために、IAS39号の改訂を、通常のデュール・プロセスを経ずに行うことを是認したという経緯がある⁵。

(2) ガバナンス

どのように最適な独立性と説明責任とのバランスを保つべきか。

① 3つの階層構造

財団の現在のガバナンスは、モニタリング・ボード、評議員会及びIASB（そして、財団事務局）の3つの主要な階層により構成されているが、この3つの階層の構造は引き続き適切かどうかと質問している（下表「IFRS財団の組織」参照）。定款では、IFRS財団のガバナンスは、評議員会、及び条項に従って評議員会が任命する他の統治機関に委ねられ、モニタリング・ボードは、評議員会と公的機関との間の公式の連携を提供すると定められている。

利害関係者の中には、モニタリン

グ・ボードの取決めに関する公式な政治的承認が欠けていること、そして、一義的なガバナンス組織となっているプライベートセクターの評議員会が、公衆への説明責任を継続的に果たしているかという懸念もある。規制当局からの代表者の選任、及び規制当局とのつながりを含むガバナンスの正当性を強化するため、さらなるステップが必要かどうかという質問も投げかけられている。

② モニタリング・ボード

IFRSが世界100か国以上で使われるようになり、さらに、IFRSの採用を検討する国もある状況から、実際の適用が問題になってきている。IASBが基準を作成する一方で、その基準が実際に適用され、仮に誤った適用がされた場合にはそれを指導する、あるいは、場合によっては処分するという権限は、各国の規制当局が有している。したがって、各国の規制当局とある程度連携しなければ、IFRSの適用が保証されない⁵。このような背景から、2008年9月に

行われた財団の定款見直しにおいて、モニタリング・ボードの創設が提案された。具体的には、米国、EU及び日本の証券規制当局を中心として、さらに、IOSCO（証券監督者国際機構）の新興市場委員会と専門委員会の議長が参加し、そして、バーゼル委員会がオブザーバーで参加している。モニタリング・ボードを設立するための定款変更が行われている。

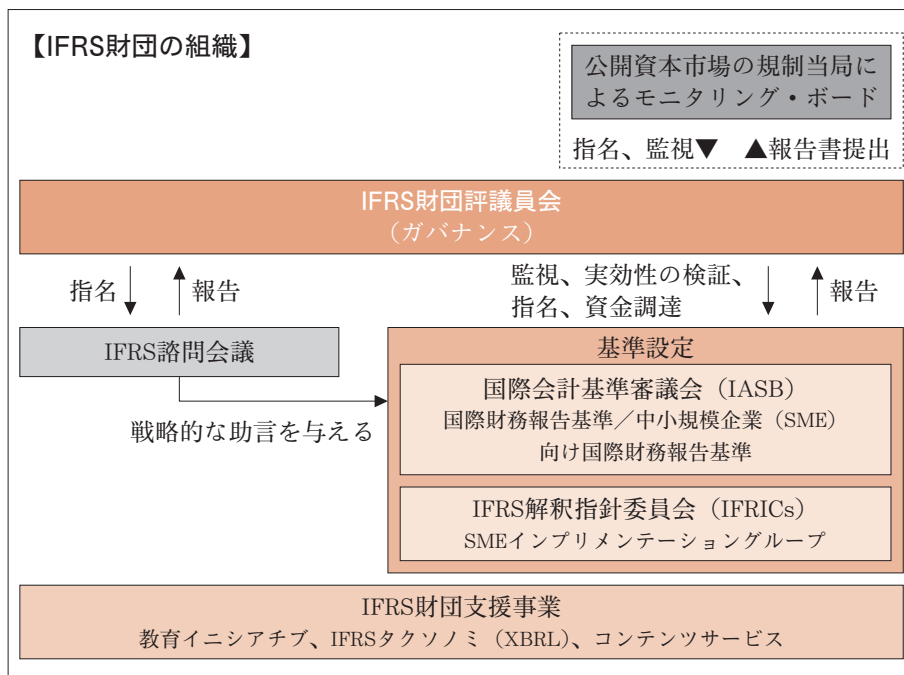
(3) プロセス

基準が高品質で、十分に機能する資本市場の要求を満たし、世界中で一貫して適用されるということ、組織としていかにうまく保証すべきか。

① 専門的議題の策定及び遂行

現行の基準設定プロセスは、基準の品質やIASBの作業プログラムによって適切な優先順位付けを保証する構造であるかと質問している。

専門的議題として設定されるものの中には、特定の法域における法制度を前提とした限定的な基準の改訂



出典：IFRS財団/国際会計基準審議会 (IASB) 「財団とその活動の紹介」、2010年7月⁶

なども見受けられる。定款によれば、どの基準を新設あるいは改訂するかについては、IASBが完全な裁量を有するとされている。ただし、(i)評議員会及び国際財務報告基準諮問会議（IFRS Advisory Council：旧SAC）との協議、及び(ii)公開協議を3年ごとに行うこと（初回は2011年6月30日までに開始）が条件となっている。また、専門的事項のプロジェクトの割当てについても、IASBが完全な裁量を有するが、その作業の実行を組織する際に、IASBは、詳細な調査又は他の作業を各国の基準設定主体又は他の組織に委託できるとされている。

② 一貫した適用のための問題

IASBは、一貫した適用に関連する問題により注意を払う必要があるかについて質問している。上記(2)の財団の次期戦略の課題にもあるように、基準が国際的に適用されたとしても、実務では、多様な適用が行われる（ダイバージェンスする）可能性があるというリスクがある。

IFRSの実務への一貫した適用のための1つの方策としては、実務ガイダンスを充実させるということもあるが、IFRIC解釈指針や基準内に、適用指針（application guidance）、適用ガイダンス（implementation guidance）や設例（illustrative examples）をどのように設けるべきかという課題もある。

(4) 資金調達

効率的かつ効果的に事業を遂行するために、どのように資金を確保すべきか。

IFRS財団の資金調達については、ガバナンス改革の一部として、より自動的に資金を確保することを可能

にする方法について質問している。IFRSを利用する国は100か国を超えたものの、すべてのIFRS利用国が資金拠出をしているわけではない。このような、特定の国が負担する状況は、国際的な基準設定主体の体制として適切か否かという問題もある。

サテライト・オフィスの設置などで資金需要も予想されることから、IFRS利用国には相応の資金提供を義務付ける仕組みを設けるべきか、設けるとした場合には、どのような方法が適切かについては、さまざまな市場関係者との協調を通じて策定していく必要があるといえる。

4 IFRS財団戦略レビューのスケジュール

次期戦略CPでは、今回のレビューの暫定的なスケジュールが示されている。2011年2月には、東京で評議員会が開催され、そこでは、受領したパブリック・コメントを基に討議が行われる。さらに、2月、3月にはパブリック・コメントを分析した結果を基に、公開の円卓会議が開催される予定である。最終的には、2010年3月のロンドンでの評議員会において、今回の戦略レビューの結論が検討され、財団の定款を変更する必要がある場合は、デュー・プロセスが実施されることになる。

5 モニタリング・ボードによる財団ガバナンスの見直し

モニタリング・ボードは、2010年7月に、IFRS財団のガバナンス見直しのための作業グループを設立した。我が国の河野正道金融庁総括審議官（国際担当）が議長を務める。財団の次期戦略レビューとは別に、作業グループがIFRS財団の全体的なガ

ガバナンス構造の見直しを行い、2011年2月初旬にコンサルテーション文書を公表し、一般のコメントを募集するとしている。

具体的な検討項目としては、ガバナンス構造の問題として、IASBのデュー・プロセスと作業手法をどう評価するか、評議員による監視の役割と機能が、会計基準の設定過程におけるIASBの説明責任と独立性に十分貢献しているかをどう評価するかといった、ガバナンスを評価する具体的な方法が挙げられている。また、基準の透明性と他の公共政策目的の関係をどう考慮するかといった事項や、長期の議題設定、年次作業計画、会計基準の草案を作成する過程で利害関係者も参加できるように、取組みをどう強化するかといった財団のミッションに係る事項も検討課題に挙げられている⁷。

6 おわりに

2010年11月の韓国・ソウルで開催されたG20首脳会議では、「強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み（フレームワーク）（Framework for Strong, Sustainable and Balanced Growth）」と題する報告書が公表され、単一で質の高い、改善された国際的な会計基準が実現することが、世界的にも重要視されていることが改めて強調された。このようなタイミングでIFRS財団の次期戦略のレビューが行われることは、より意義のある深い議論につながると期待している。

IFRS財団は、2009年に行った定款見直しに関するレビュー、そして、2010年には、最終的な定款見直しを実現させ、また、最近では、会議の

公開や監視機能の有効性に関する進捗状況を含む透明性を高める措置を実行しており、その取組みは評価されるべきものである。今回の意見募集は、IFRS財団の次期戦略という、大きなテーマを取り扱ったものであるが、世界中からどのようなコメントが寄せられるのか、そして、IFRS財団がどのような戦略を策定するかについては、今後も注視していく必要がある。

（自主規制・業務本部 公認会計士
小粥純子）

〈注〉

- 1 原文は、IFRS財団の以下のウェブサイトから入手可能である。
<http://www.ifrs.org/News/Announcements+and+Speeches/Trustees+extend+comment+strategy+review.htm>
- 2 IFRS財団の定款レビューによる変更については、IFRS財団の以下のウェブサイトから入手可能である。
<http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountability/Constitution/Constitution+Review/Constitution+Review.htm>
- 3 2010年2月に、SECはグローバルな会計基準の検討状況に関する声明とともに作業計画を公表し、最初の進捗状況の報告書が、2010年10月29日に公表されている。詳細は本誌掲載の記事、児嶋和美「グローバル会計基準に関するSECスタッフの作業計画進捗報告書」を参照。
- 4 定款の原文は、IASBの以下のウェブサイトから入手可能である。
<http://www.ifrs.org/The+organisation/Governance+and+accountabi>

lity/Constitution/Constitution.htm

日本語訳は、2009年1月15日の改正を反映したものだが、「2010年国際財務報告基準」、IASB財団編、企業会計基準委員会／財務会計基準機構 監訳に掲載されている。

- 5 藤沼垂起、島崎憲明「IASCFトラスティへの日本からの参画－藤沼トラスティ／島崎トラスティ対談」、季刊会計基準 第25号 企業会計基準委員会／財務会計基準機構、2009年6月。
- 6 IFRS財団を紹介するパンフレット（Who We Are 2010）」は、以下のウェブサイトから日本語版が入手可能である。
<http://www.ifrs.org/The+organisation/Who+we+are.htm>
- 7 2010年11月15日開催 企業会計審議会総会 資料等 金融庁「IFRS財団のガバナンス改革」